第４回岡山県一般機械器具製造業最低賃金専門部会

議　事　要　旨

１　日　時

令和８年 11 月６日（金）　午前９時 55 分～

２　場　所

岡山市北区下石井１丁目４番１号

岡山第２合同庁舎３階　労働局会議室

３　出席者

公 益 委 員　：　２人（欠席１人）

労働者側委員　：　２人（欠席１人）

使用者側委員　：　２人（欠席１人）

４　審議事項

（１）特定最低賃金額審議について

５　議事要旨

（１）特定最低賃金額審議について

岡山県一般機械器具製造業最低賃金額について、前回に引き続き審議され、労使双方の委員から、以下の意見が述べられた。

【労働者側の意見要旨】

＋54 円を提示する。

・連合岡山集計の春闘結果から、300 人以下の賃上げ率 4.89％を踏まえ、これを現行特定最賃に乗じたもの。

・物価指数は２％を超えたというが、急激な物価上昇により実感としては５～10％くらいに感じる。一般機械特賃近傍で働く労働者の生活も厳しさを増している。

・原材料、機械、電気などの資源が必要であるが、これを使って生産を行うのは労働者である。中小の生産を担っているのは人であり、労働者が生活する上で必要な賃金の支払いを求める

【使用者側の意見要旨】

＋20 円を提示する。

・2026 年の中小零細企業 20 人以下の賃上げ率は１％から２％程度であり、これを参考として２％程度とし現行特賃に乗じたもの。

・大企業等積極的な賃上げがみられる一方、中小零細企業は防衛的賃上げを余儀なくされているのが現状である。

・賃上げにより固定費が増大し、これが継続的に企業経営を圧迫する要因となる。賃上げではなく労働者への還元は賞与等で対応すべきである。

（２）労使双方から、これ以上の金額提示が困難との意見があり、審議は次回に持ち越されることとなった。